

# 令和2年度長野県歳入歳出決算等審査意見書の概要

長野県監査委員

## I 一般会計及び特別会計

### 1 審査の対象

長野県一般会計、長野県特別会計（公債費特別会計以下11会計）

### 2 審査の結果

- (1) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに同附属書類の計数については、正確なものと認められました。
- (2) 予算の執行、財産の管理及び決算に関する事務については、おおむね適正に行われているものと認められました。

### 3 審査の意見

#### (1) 財政健全化への取組

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う景気の後退の影響、災害からの復旧・復興及び防災・減災対策の推進、高齢化等による社会保障関係費の増加などにより、財政状況が一層厳しさを増すことが懸念されています。

県予算が県民の皆様からの税により賄われ、長野県の発展と県民のしあわせ実現を目的としていること、県財政が厳しい状況に置かれていることを共通認識として、将来世代に過度な負担を残さない財政健全化への取組をさらに推進してください。

#### (2) 収入未済の解消等

- ・ 収入未済額は、前年度に比べ、12億7,844万余円増加し、総額59億5,252万余円（前年度比127.4%）となっています。収入未済の縮減は、県民負担の公平性と財源確保の観点から極めて重要ですので、引き続き新たな収入未済の発生を防止するとともに、収入未済額の縮減に努めてください。
- ・ 県税の未収金は、平成22年度以降続いていた減少が増加に転じており、主な要因は新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例等の影響によるものとみられますが、今後の社会経済活動の状況等も考慮しつつ、引き続き徴収対策を推進してください。
- ・ 税外未収金は、6,547万余円減少しています（前年度比95.1%）。「税外未収金縮減に向けた取組方針」に基づいた取組が行われており、前年度に引き続き減少していますが、未収金が減少していない機関等にあっては、取組の検証も含めて対応策を講じてください。
- ・ 民間の債権回収会社等への未収金回収業務の委託は、一定の効果があると認められますので、今後も導入について検討してください。
- ・ 県が大北森林組合（現「北アルプス森林組合」、以下「組合」という。）に対し請求した返還金については、組合の返還計画に基づいた返還がありましたが、引き続き、返還計画が確実に履行されるよう、組合の経営改善に向けた指導、助言等を行うとともに債権の計画的かつ早期の回収に努めてください。

関係者に対する損害賠償請求について、組合に対しては令和2年10月26日に民事調停が、組合元専務に対しては令和3年7月15日に和解が成立しています。今後も債権等の回収の対策を講じるとともに、引き続き補助金不適正受給問題の再発防止に取り組み、県民からの信頼回復に一層努めてください。

### (3) 県有財産の適正管理

- 「ファシリティマネジメント基本計画」の下、「施設の有効活用・転用集約化計画」及び「施設の中長期修繕・改修計画」を令和3年3月に改定・策定するなど、県有財産の総合的な利活用を推進し、未利用県有地の縮減、庁舎等の耐震化、橋梁や河川管理施設の長寿命化等に取り組んでいます。

県有財産について、県民共有の財産であることを踏まえて常に適正な管理に努めるとともに、引き続きファシリティマネジメントを積極的に推進してください。

### (4) 県債の発行及び残高の管理

- 県債残高は、一般会計では1兆8,281億余円となり、前年度比で472億余円増加しています。減債基金に積み立てた満期一括償還分の県債及び臨時財政対策債を除いた実質的な県債残高は9,820億円で、同409億円増加しています。特別会計は、223億余円で、同20億余円減少しています。

県債残高は、災害からの復旧・復興、防災・減災対策の推進等により増加するものと見込まれますので、引き続き、将来の財政負担を考慮して自主財源の確保や事業見直しによる歳出の削減に取り組み、健全で持続可能な財政運営に努めてください。

### (5) 債務負担行為等の適正な設定及び管理

- 債務負担行為が設定されている事業の後年度支出予定額は、一般会計で550億余円と、前年度比で64億余円減少しています。

頻発する自然災害への対応等、諸情勢の変化を考慮しつつ、引き続き、必要性、妥当性や設定内容が適切かどうかなどを十分精査してください。

また、設定期間が長期にわたるものや県の財政援助団体等に対する債務保証及び損失補償については、累積債務が残る可能性を示している団体もあるので、将来にわたり多額の県民負担が発生しないよう、その管理にも引き続き留意してください。

### (6) 職員の法令遵守体制の徹底

- 県は「行政経営方針」の中で、県民起点の意識改革、風通しのよい対話にあふれた組織づくり、しごと改革によりコンプライアンスを推進するとしています。「コンプライアンス推進月間」において過去の不適切事案を題材として議論する等の取組を全所属で実施したほか、現地機関の課長等を対象とした「コンプライアンス研修会」を開催し、業務に関するリスクマネジメントの強化を図っています。

令和2年4月施行の内部統制制度については、所属長等を対象とした研修会の実施とともに、「内部統制基本方針」の改定などの体制整備が進められました。

- 今後も様々な機会を捉え、全職員の法令遵守に対する意識をさらに高めて、適正な業務執行を行うことにより、県民に信頼される県行政となるよう一層努めてください。

## II 美術品取得基金

### 審査の結果及び意見

【審査の結果】計数は正確であり事務処理は適正に執行されているものと認められました。

【審査の意見】今後も設置目的に沿って、優れた美術品の円滑かつ効率的な取得に努めてください。